

金融再生法に基づく資産の査定の定義

(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

(2) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権

(3) 要管理債権

3ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権

(4) 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績が特に問題のないものとして、上記(1)、(2)及び(3)に掲げる債権以外のものに区分される債権